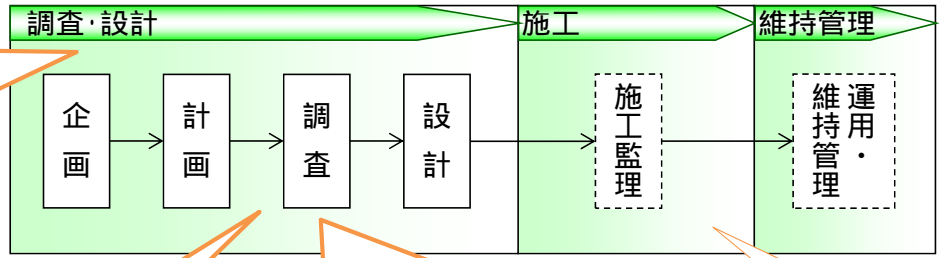


# 建設関連業の登録制度をもっと活用しましょう！

## 建設関連業とは

### 建設コンサルタント

- 企画、計画、調査、設計、監理
- ・ 構想の策定、マスタープラン
  - ・ 長期計画、基本計画、事業計画
  - ・ 環境影響評価(事前)
  - ・ 基本設計、詳細設計、実施設計



### 地質調査業

- ボーリング調査、土質試験・解析等
- ・ 地質・土質性状の調査
  - ・ 設計に必要な地盤の強度の算出等

### 測量業

- ・ 土地の形状の把握、関連設計
- ・ 土地に付随する情報の調査・整理
- ・ 防災・環境等に関する各種調査等

### 建設業



## 建設関連業が必要なわけ

- ✓ 全ての社会基盤整備の上流段階において、計画・調査・設計は不可欠！
- ✓ 建設関連業は、工事の品質を確保し、国民の安全・安心な生活を支えています！

国土交通省では、建設関連業(測量業、建設コンサルタント、地質調査)に関する登録制度を設け、業者の登録を行っております。平成21年12月から平成22年3月にかけて開催された建設関連業検討会でも、公共事業・民間事業を担う業者の技術力・経営力の適正な評価のため、発注者による登録制度の積極的な活用が求められています。

# 建設関連業の登録制度とは

## 測量業

➔ **測量法** (昭和24年法律第188号)

**登録要件** ✓ 測量業を営もうとする者は、測量業者としての登録を受けなければならない。(法第55条)  
✓ 営業所ごとに測量士を1名以上置くこと(法第55条の13)

**登録後の義務** ✓ 変更等の届出、財務に関する書類の提出

**国の指導・監督** ✓ 営業停止(6月以内)、登録取消し(2年間の再登録の禁止)、行政上の指導

## 建設コンサルタント ➔ **建設コンサルタント登録規程** (昭和52年建設省告示717号)

**登録要件** ✓ 登録部門ごとに専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号)  
✓ 建設コンサルタント業務を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同2号)

**登録後の義務** ✓ 変更等の届出、財務に関する書類の提出

**国の指導・監督** ✓ 登録消除(2年間の再登録の禁止)、登録の停止、行政上の指導

## 地質調査業

➔ **地質調査業者登録規程** (昭和52年建設省告示718号)

**登録要件** ✓ 専任の技術管理者を置くこと(規程第3条1項1号)  
✓ 営業所ごとに専任の現場管理者を置くこと(同2号)  
✓ 地質調査業務を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用(資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上)を有すること(同3号)

**登録後の義務** ✓ 変更等の届出、財務に関する書類の提出

**国の指導・監督** ✓ 登録消除(2年間の再登録の禁止)、登録の停止、行政上の指導

# 登録制度を活用するメリット

## ✓ 技術力・経営力の確認ができる

技術者の配置及び財産的基礎・金銭的信用を登録要件としているため、一定の技術力・経営力が担保されている。

測量業の場合は測量士、建設コンサルタント・地質調査業の場合は技術管理者(技術士あるいは国土交通大臣が同程度の知識及び技術を有すると認定した者)

## ✓ 業者の経営状態や実績の把握ができる

下記に記載する様々な企業情報を利用することにより、有資格者名簿の作成や入札参加資格確認時において、簡素化が可能

# 登録制度でわかる業者情報

## ✓ 業者概要

登録番号、商号又は名称、代表者名、所在地、営業所、登録部門

## ✓ 受注実績、技術的能力

業務経歴(直前3年間の主な契約について契約の相手方、契約名、契約金額等)

事業収入金額(直前3年の各事業年度における登録部門別、発注者別の事業収入金額)

## ✓ 業者規模、技術者数

使用人数(技術士、RCCM、地質調査技士、一級建築士、事務関係使用人数等)  
技術士等一覧表

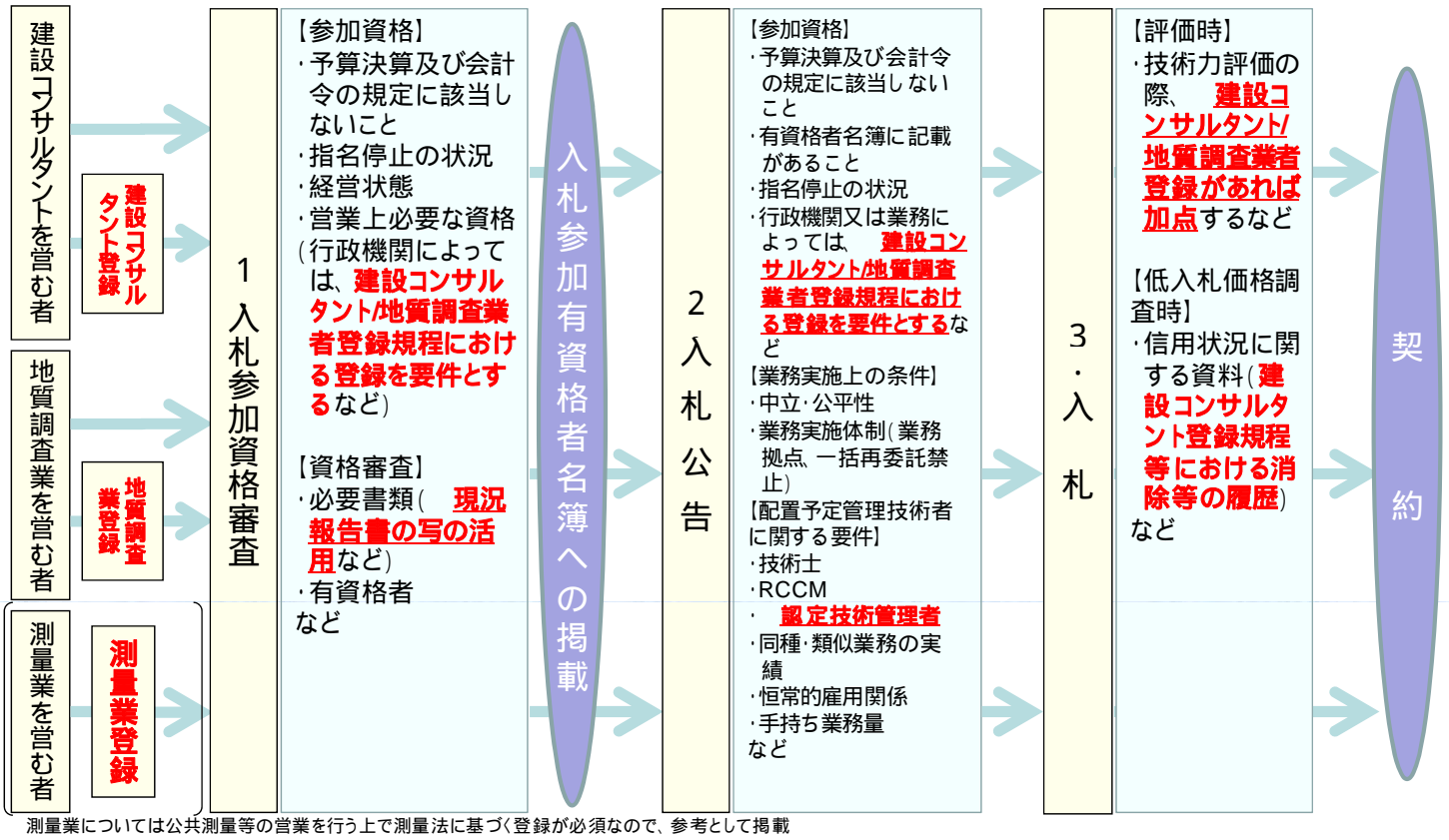
## ✓ 経営状況

財務に関する資料(貸借対照表、損益計算書等)



# 入札契約手続きにおける登録制度の活用

国土交通省における業者選定要領、及び個別業務の入札公告を基に作成。  
発注機関や入札契約方式等によって、必要要件・手続き等の詳細は異なるが、一般的なフローを想定したもの。



## 登録制度の活用事例

ケース1: 入札参加資格審査等における現況報告書(写)の活用 (上図中)

例: 申請に必要な書類の一部を以下の書類をもって代えることができる。

- ・ 建設コンサルタント登録業者: 建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- ・ 地質調査業登録業者: 地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

提出書類 1. 資格審査申請書 2. 添付書類 (1)業態調書、(2)営業所一覧表、(3)技術者経歴書、(4)登記事項証明書、(5)営業に関し、法律上必要とする登録の証明書、(6)貸借対照表等、(7)納税証明書の写し  
建設コンサルタント・地質調査業登録を受けた者は現況報告書をもって(3),(4),(6)の提出を省略可

ケース2: 入札公告等における参加要件としての登録制度の活用 (上図中)

例: 競争参加資格

建設コンサルタント登録規程に基づき 部門の登録を受けていること。

ケース3: 入札参加者を決定するための評価項目としての登録制度の活用 (上図中)

例: 入札参加者を決定するための評価基準

当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録有 点  
当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録無 加点しない

ケース4: 配置予定管理技術者としての認定技術管理者の活用 (上図中)

例: 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・ 技術士(建設部門)
- ・ 建設コンサルタント登録規程により技術管理者として国土交通大臣に認定された者 …

# 詳しい情報について

## ✓ 建設関連業の登録制度について

測量法や建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程等については、以下の国土交通省ホームページにて掲載しています。→ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000057.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000057.html)

## ✓ 登録業者情報について

登録業者の一覧については、国土交通省ホームページにて掲載しています。

→ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000059.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html)

登録業者が提出した申請書類、財務に関する書類等については各地方整備局等で閲覧することができますとともに、情報をHPで公開しています。

建設コンサルタント、地質調査業者が提出した現況報告書の副本については、国・地方公共団体等の競争参加資格審査等に用いることができるよう、確認印を押して登録業者に返還しています。

# お問合せ先

登録制度全般や技術管理者に関しては 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課  
TEL : 03-5253-8111(代表)

登録事務や各都道府県の登録業者に関しては  
各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の登録担当窓口

各地方整備局等建設関連業者登録担当窓口一覧

担当部局名	所在地	所管区域
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目 札幌第一合同庁舎 TEL 011-709-2311(代)	北海道
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL 022-225-2171(代)	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関東地方整備局 建政部 建設産業第二課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL 048-601-3151(代)	茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒950-8801 新潟市美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 TEL 025-280-8880(代)	新潟県、富山県 石川県
中部地方整備局 建政部 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL 052-953-8119(代)	岐阜県、静岡県 愛知県、三重県
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL 06-6942-1141(代)	福井県、滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県、奈良県 和歌山県
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 TEL 082-221-9231(代)	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL 087-851-8061(代)	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 TEL 092-471-6331(代)	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-0031(代)	沖縄県